

V

資料

沖縄県内の大学・短期大学一覧

令和8年6月現在

設立区分	学校名	所在地	学部等	学科等	就職担当部署
国立 大学 法人	琉球大学	〒903-0213 中頭郡西原町字千原1	人文社会学部	国際法政学科/人間社会学科 琉球アジア文化学科	学生支援課 就職係 ※お問い合わせ方法 については琉球大学 HPにてご確認ください。
			国際地域創造学部	観光地域デザインプログラム/経営プログラム 経済学プログラム/国際言語文化プログラム 地域文化科学プログラム	
			教育学部	学校教育教員養成課程	
			理学部	数理科学科/物質地球科学科/海洋自然科学科	
			医学部	医学科/保健学科	
			工学部	機械工学コース/エネルギー環境工学コース/ 電気システム工学コース/電子情報通信コース 社会基盤デザインコース/建築学コース 知能情報コース	
			農学部	亜熱帯地域農学科/亜熱帯農林環境科学科 地域農業工学科/亜熱帯生物資源科学科	
			大学院	人文社会科学研究科/地域共創研究科 教育学研究科/医学研究科 保健学研究科/理工学研究科/農学研究科 法務研究科/鹿児島大学大学院連合農学研究科	
県立	沖縄県立芸術大学	〒903-8602 那覇市首里当蔵町1-4	美術工芸学部	美術学科/デザイン工芸学科	教務学生課 TEL:098-882-5080
			音楽学部	音楽表現専攻/音楽文化専攻/琉球芸能専攻	
			大学院	造形美術研究科/音楽芸術研究科 芸術文化科学研究科	
公立 大学 法人	名桜大学	〒905-8585 名護市字為又1220-1	国際学部	国際文化学科/国際観光産業学科	キャリア支援課 TEL:0980-51-1058
			人間健康学部 専攻科	スポーツ健康学科/看護学科/健康情報学科 助産学専攻科	
			大学院	国際文化研究科/看護学研究科 スポーツ健康科学研究科	
私立	沖縄大学	〒902-8521 那覇市字国場555	経法商学部	経法商学科	就職支援課 TEL:098-832-3276
			人文学部	国際コミュニケーション学科/福祉文化学科 こども文化学科	
			健康栄養学部	管理栄養学科	
			大学院	現代沖縄研究科	
私立	沖縄国際大学	〒901-2701 宜野湾市宜野湾2-6-1	法学部	法律学科/地域行政学科	キャリア支援課 TEL:098-893-7779
			経済学部	経済学科/地域環境政策学科	
			産業情報学部	企業システム学科/産業情報学科	
			総合文化学部	日本文化学科/英米言語文化学科 社会文化学科/人間福祉学科	
			大学院	地域文化研究科/地域産業研究科/法学研究科	
私立	沖縄キリスト教学院大学	〒903-0207 中頭郡西原町字翁長777	人文学部	英語コミュニケーション学科/観光文化学科	キャリア支援課 TEL:098-946-1363
			大学院	異文化コミュニケーション学研究科	
私立	沖縄女子短期大学	〒901-1304 島尻郡与那原町東浜1		総合ビジネス学科/児童教育学科	教学課 TEL:098-882-9003
私立	沖縄キリスト教短期大学	〒903-0207 中頭郡西原町字翁長777		地域こども保育学科 英語科(2024年度より募集停止)	キャリア支援課 TEL:098-946-1363
国立	沖縄工業高等専門学校	〒905-2192 名護市字辺野古905	本科	機械システム工学科/情報通信システム工学科 メディア情報工学科/生物資源工学科 総合科学科	学生課学生係 TEL:0980-55-4032
			専攻科	機械システム工学コース 電子通信システム工学コース 情報工学コース/生物資源工学コース	

公共職業能力開発一覧

■ 県 立

令和8年6月現在

訓練校名	所在地	電話番号 FAX番号	課程	訓練科目
浦添職業能力開発校	〒901-2113 浦添市大平531	TEL 098-879-2560 098-878-5627	普通	自動車整備科
			短期	電気工事科
				建設機械整備科
				配管・建物設備科
				溶接・板金塗装科
				エクステリア科
				オフィスビジネス科（身体障がい者対象）
具志川職業能力開発校	〒904-2241 うるま市兼箇段1945	TEL 098-973-6680 098-973-5954	普通	自動車整備科
				電気システム科
				メディア・アート科
				情報システム科
			短期	造園ガーデニング科
				総合実務科（知的障がい者対象）
				オフィスビジネス科
				オフィスビジネス科（身体障がい者対象）

■ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

令和8年6月現在

訓練校名	所在地	電話番号 FAX番号	課程	訓練科目
沖縄職業能力 開発促進センター （ポリテクセンター沖縄）	〒904-0105 中城郡北谷町字吉原728-6	TEL 098-936-9222	普通	溶接ものづくり科
				運輸機械サービス科
				建築施工技術科（企業実習付き）
				住空間デザイン科
				ビル管理技術科
				ビル管理技術科（企業実習付き）
				電気設備技術科
				IoTプログラミング科
				ITサポート科
沖縄職業能力 開発大学校 （沖縄ポリテクカレッジ）	〒904-2141 沖縄市池原2994-2	TEL 098-934-6282	専門	生産機械技術科
				電子情報技術科
				電気エネルギー制御科
				住居環境科
				物流情報科
				国際ホスピタリティー観光科
			応用	生産機械システム技術科
				生産電気情報システム技術科
				生産電気システム技術科

ちゃんとチェック!

最低賃金



働く人も、雇う人も、確認を忘れずに☑

沖縄県 最低賃金

令和7年
12月1日から
時間額

1,023 円

前年比 **UP**
71円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト 検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
沖縄労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



沖縄労働局 検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた支援策
等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ 検索

中小企業事業者
の皆さんへ



業務改善
助成金

最大600万円を助成





働く人も、雇う人も。 必ず確認、最低賃金!

「最低賃金制度」は、年齢やパート・学生などの働き方の違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。確認したい賃金(※1)と勤務地の都道府県の最低賃金額(時間額)を比較表に記入して、比較してみましょう!(※2)

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

A 時間給の方

$$\text{時間給} \text{ (円)} \geq \text{最低賃金額 (時間額)} \text{ (円)}$$

B 日給の方

$$\text{日給} \text{ (円)} \div \text{1日の平均所定労働時間} \text{ (時間)} = \text{時間額} \text{ (円)} \geq \text{最低賃金額 (時間額)} \text{ (円)}$$

C 月給の方

$$\text{月給} \text{ (円)} \div \text{1か月の平均所定労働時間} \text{ (時間)} = \text{時間額} \text{ (円)} \geq \text{最低賃金額 (時間額)} \text{ (円)}$$

D 上記 A、B、C が組み合わさっている方

例えば、基本給が日給で各手当(職務手当など)が月給の場合

- ① 基本給(日給) → B の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → C の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
 ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥ 精進手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

業務改善助成金

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さん!

賃金上げを支援する
「業務改善助成金」を活用しましょう!



業務改善助成金とは? 「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行った場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。

業務改善助成金コールセンター
0120-366-440

詳しくは、こちら
業務改善助成金 検索



1 支給の要件

- 事業場内最低賃金の上げ
- 引上げ後の賃金額の支払い
- 生産性向上に資する機器・設備などを導入
- 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成



助成金支給までの流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 実施結果報告書・支給申請書を労働局に提出
- 4 支給



専門家による無料相談を実施
賃金上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援センター 検索

働き方改革推進支援資金
日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の上げに取り組む事業者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、こちら 働き方改革推進支援資金 検索

新規学卒者などを募集する事業主の皆さまへ

若者の募集・採用等に関する指針

ご対応いただきたい5つのポイントを紹介します



指針の全体版も
ご覧ください



若者雇用促進法に基づく指針とは

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針

- 「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）に基づき、**若者を募集・採用等する事業主などが講ずべき措置をまとめた指針**です。
- 男女雇用機会均等法等の改正（令和8年10月1日施行）に伴い、ハラスメント対策の強化について、事業主などが講ずべき措置を新たに定めています。

1 募集にあたっての労働条件の明示などの対応が必要です

- 青少年が適切に職業選択を行い、安定的に働くことができるように、**労働条件などの明示などに関する事項を遵守**すること。
- 広告等により提供する青少年の募集に関する情報等は、**青少年に誤解を生じさせるような表示としない**こと。また、当該情報を**正確かつ最新の内容に保つ**こと。
- 明示する従事すべき業務の内容等は、**虚偽または誇大な内容としない**こと。
- **固定残業代**を採用する場合は、固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法などを明示すること。
- 職業安定法に基づく職業紹介事業者等指針※第5を踏まえ、**求職者等の個人情報**を適切に取り扱うこと。

※ 「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針」

固定残業代の詳細



労働関係法令の留意点



2 内定取消しは無効になることもあります

- 労働契約が成立したと認められる場合には、**客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定取消しは無効**とされることに十分に留意し、採用内定取消しを防止するため、最大限の経営努力などを行うこと。やむを得ない事情により採用内定取消しなどを行う場合には、**就職先の確保について最大限の努力**を行うこと。
 - ※ 職業安定法施行規則第35条第2項では、採用内定取消しなどを行おうとする事業主は、所定の様式により、あらかじめ、公共職業安定所等に通知することとなっています。
- 採用内定または採用内々定と引き替えに、他の事業主に対する**就職活動を取りやめるよう強要することなどの職業選択の自由を妨げる行為**などは、青少年に対する公平・公正な就職機会の提供の観点から**行わない**こと。
- 労働契約が成立したと認められる場合には、採用内定者に対して、自由な意思決定を妨げるような**内定辞退の勧奨**は、違法な権利侵害に当たるおそれがあることから**行わない**こと。

3 就活生などに対するハラスメントにも注意してください

- 新規!!** ■ 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のため、雇用管理上の措置を講ずること。また、男女雇用機会均等法に基づく求職活動等セクハラ防止指針※5及び6を踏まえ、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましいこと。（令和8年10月1日適用）
※ 「事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」
- 雇用する労働者が就職活動中の学生やインターンシップを行っている者等に対する言動について、必要な注意を払うよう配慮するように努めることが望ましいこと。

特に就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等は、正式な採用活動のみならず、OB・OG訪問等の場でも問題化しています。

企業としての責任を自覚し、OB・OG訪問等の際も含めて、セクシュアルハラスメント等は行ってはならないものであり厳正な対応を行う旨などを、研修などを実施し社員に対して周知徹底すること、OB・OG訪問等を含めて学生と接する際のルールをあらかじめ定めること等により、未然の防止に努めましょう。

ハラスメントの詳細



求職活動等セクハラ防止指針はこちらからご確認ください。

4 「青少年雇用情報」の情報提供が必要です

- ホームページでの公表などで、青少年雇用情報の全ての項目について情報提供することが望ましいこと。

青少年雇用情報とは

若者雇用促進法により、事業主は、応募者などに対して、平均勤続年数や研修の有無と内容といった就労実態等の職場情報を提供する仕組みがあります。

職場情報は、新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、

(i) 幅広い情報提供を努力義務

(ii) 応募者等から求めがあった場合は、以下の3類型（ア～ウ）ごとに

1つ以上の情報提供を義務

としています。

(ア) 募集・採用に関する状況

(イ) 職業能力の開発・向上に関する状況

(ウ) 企業における雇用管理に関する状況

青少年雇用情報の詳細



5 卒業後3年以内の者も「新卒枠」での応募受付ができるよう努めてください

- 既卒者が卒業後少なくとも3年間は「新卒枠」に応募できるようにすることや、できる限り上限年齢を設けないように努めること。
- 通年採用や秋季採用の導入等の個々の事情に配慮した柔軟な対応を積極的に検討するよう努めること。

既卒者の応募の詳細



通年採用・秋季採用の詳細



採用内定取消しの防止について

～事業主の皆さま、労働局・ハローワークまでご相談ください～

事業主の皆さまへ

新卒者に対する採用内定の取消しは、学生・生徒とそのご家族に大きな失望を与えるものであり、できる限り防止することが必要です。

「青少年の雇用の促進等に関する法律」第7条に基づき厚生労働大臣が定める指針では、事業主の皆さまに対し、以下の努力を求めています。

- 1 採用内定の取消しを防止するため、**最大限の経営努力を行う等、あらゆる手段を講じる**こと。
※ 新卒の採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消し（解雇）は無効とされます。

- 2 やむを得ない事情により、採用内定の取消し、または入職時期の繰り下げを行う場合には、**対象者の就職先の確保について最大限の努力**を行うとともに、対象者からの**補償等の要求には、誠意を持って対応**すること。

事業主の皆さまの雇用維持の努力を支援するため、[雇用調整助成金の特例](#)を設けました。この特例により、採用したばかりの[新規学卒者でも休業や教育訓練等をさせた場合は助成の対象](#)となります。



- 3 採用内定の取消しを行う前に、**まずは、お近くの労働局・ハローワークまでご相談**ください。
※ また、既に内定取消しを行った場合、労働局・ハローワークへご連絡いただく必要がありますので、ご連絡をお願いします。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL020316 開若 01

ご存じですか？
「ユースエール認定制度」

若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。




認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

<認定マーク>

Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。	
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。	
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	認定企業は、ユースエール認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。	
4	日本政策金融公庫による融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業）において実施している「働き方改革推進支援資金」を利用する際、基準利率から-0.65%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、貸付期間、担保の有無などに応じて異なります。詳細は以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/rate/base.html ※ 働き方改革推進支援資金の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata.html	
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。	
6	一部地方公共団体における優遇措置	一部の地方公共団体が行う事業（補助金、奨励金、融資制度等）において、ユースエール認定企業への優遇措置が設けられている場合があります。詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001575678.pdf	

【認定基準】

1	学卒求人※ ¹ など、若者対象の正社員※ ² の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の要件をすべて満たしていること <ul style="list-style-type: none"> ・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※³ ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※⁴ ・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※⁵
4	右の青少年雇用情報について公表していること <ul style="list-style-type: none"> ・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数 ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※ ⁶
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※ ⁷
9	暴力団関係事業主でないこと
10	風俗営業等関係事業主でないこと
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと

- ※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。
- ※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。
- ※3 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。
- ※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。
- ※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業。プラチナくるみん、トライくるみん、プラスを含みます。）を取得している企業については、認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。
- ※6 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。
- ※7 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。
- ※8 認定を受けた事業主は、毎事業年度終了後、1か月以内に認定基準への適合状況を記載した書類を提出する必要があります。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができる場合があります。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただけます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

電子申請も利用できます！

ユースエールの認定申請は、持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから、電子申請の利用が可能です。ぜひご利用ください。（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）



本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。（融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）

公共職業安定所一覧

公共職業安定所名	所在地	電話番号	管轄区域
那 覇	〒900-8601 那覇市おもろまち1-3-25 ※沖縄職業総合庁舎内 (1～3F)	TEL 098-866-8609 ※上記の電話番号は音声アナ ウンスになっています。 ●なは新卒応援ハローワーク ● TEL 098-866-8609 (45#)	那覇市 浦添市 糸満市 南城市 豊見城市 西原町 与那原町 南風原町 八重瀬町 久米島町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 南大東村 北大東村
沖 縄	〒904-0003 沖縄市住吉1-23-1	TEL 098-939-3200 ※上記の電話番号は音声アナ ウンスになっています。	沖縄市 うるま市 宜野湾市 恩納村 宜野座村 金武町 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城町
名 護	〒905-0021 名護市東江4-3-12	TEL 0980-52-2810	名護市 国頭村 大宜味村 東 村 今帰仁村 本部町 伊江村 伊平屋村 伊是名村
宮 古	〒906-0013 宮古島市平良字下里1020	TEL 0980-72-3329	宮古島市 多良間村
八 重 山	〒907-0004 石垣市字登野城55-4 ※石垣地方合同庁舎 1階	TEL 0980-82-2327	石垣市 竹富町 与那国町